

本日本院は別紙の通り決議した。

昭和二十三年六月十九日

參議院議長松平恒雄

內閣總理大臣芦田均殿



月 2700^円 × 12 月 = 32,400^円 ÷ 32,000^円

参議院事務総長小林次郎



教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおどこかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年學徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは從來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懷く者あるをあもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の原本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

參

150200M² × 0.85 = 26000M²
130200M² × 0.70 = 91000M²

本日本院は別紙の通り決議
した。よつてここに通知する。

昭和二十三年六月書

參議院議長 松平恒雄



内閣總理大臣芦田均殿



内閣總理大臣

内閣總理大臣

五

參

議

院